## 【施設基準関係掲示】

- ■一般名処方加算·後発医薬品使用体制加算
- 1)後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- 2)後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の 医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。(※一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。)
- ■生活習慣病管理料(長期処方・リフィル処方せんについて)

患者様の状態に応じ、28 日以上の長期処方を行うこと又はリフィル処方せんを交付することが可能です。

## ■医療情報取得加算

・当院はマイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。 患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に 管理・活用し、診察を行います。

〈令和 6 年 6 月 1 日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。〉

- ・受診の際にマイナ保険証を利用する患者様 初診(月に1回):1点 再診(3ヶ月に1回):1点
- ・受診の際にマイナ保険証を利用されない患者様 初診(月に1回):3点 再診(3ヶ月に1回):2点 マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ■医療 DX 推進体制整備加算

- ・オンライン資格確認システムにより取得した医療情報等を活用してより良い診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行などの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。(今後導入予定です。)
- ■「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や診療を受けられる方への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行と同時に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を患者さまに無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者さまにおかれましてもご希望の場合、明細書を原則無料で発行しておりますので会計窓口にてその旨お申し付けください。明細書には使用した薬剤、検査等の名称など患者さまの大切な個人情報を記載しております。その点をご理解いただき、取り扱いには十分にご注意ください。

- ※入院診療費にかかる明細書につきましては、入院診療費をお知らせする際、あわせてお渡しいたします。
- ◆ 明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨お申し付けください。



R6.6.1 富士いきいき病院